



認知症看護認定看護師会会則

第1章 総則

第1条 本会は、平成27年4月1日より、認知症看護認定看護師会と称す。

第2条 本会は、以下に事務局を置く。

1. 平成27年4月より、事務局を以下に置く

〔事務局〕

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目4-8 日栄ビル703A

あゆみコーポレーション内

TEL : 06-6441-5260 (代) FAX : 06-6441-2055 (代)

E-Mail : info@dcn-society.org HP : <http://dcn-society.org/>

2. あゆみコーポレーションとの契約内容は、契約書と請負マニュアルに明記される

3. あゆみコーポレーションとの契約内容は、毎年更新し、更新内容は、役員会で検討後、役員の2/3以上の賛成をもって決定する

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、認知症看護の更なる拡がりや質の向上に認知症看護認定看護師が寄与することを目的とする

第4条 本会は、前項の目的達成のために、次の活動を行う。

1. 認知症看護認定看護師間の交流推進
2. 認知症看護認定看護師活動を報告する機会の提供
3. 活動及び研究成果を体系化し、適切な機会に発表するための支援
4. 認知症看護分野における看護師の知識・技術を深めるための教育・指導活動
5. 日本老年看護学会との連携
6. 日本看護協会との連携
7. 老人看護専門看護師との連携
8. 認知症政策に関する関係団体との連携
9. 認知症分野に関する学術的・社会的提言等の発信
10. 広報活動

第3章 会員

第5条 本会の会員は、日本看護協会より認知症看護認定看護師と認定された者とする。但し、認知症看護分野の認定看護師教育課程を修了した者で、平成28年度時点で会員である者は、28年度内に限り会員として認める。

第6条 入会・脱会は自己申告とする。

1. 入会および脱会の時期は随時とする



2. 新規入会者は、ホームページ上から入会申し込みを行い、所定の振込用紙受け取り後に年会費を振り込む
3. 年会費の納入を確認した時点で会員と認める
4. 既会員は、年会費の納入をもって継続とする

第7条 会員の権利

1. メーリングリストによる速やかな情報の入手
2. ホームページ会員専用ログイン ID の取得
3. 本会が開催する研究会等への参加
4. 活動報告をする場の拡がり

第8条 本会の運営費は、会費・その他の収入をもって会の運営にあてる。

1. 会計年度は、4月1日に始まり、3月31日までとする
2. 年会費として、5,000円とする
3. 1年間年会費が納入されない場合は、退会とする
4. 既納の会費は正当な理由がなければ返還しない

第4章 役員および顧問・監査

第9条 本会に次の役員を置く

会長 1名

副会長 1～2名

企画・運営 1～3名

庶務・広報 1～2名

会計 1～2名

1. 役員（監査を除く）総数は原則10名までとする会員数や活動内容により増減を検討するが、その場合は総会にて審議し承認を得る

1. 役員（監査を除く）総数は10名までとする

第10条 役員の職務

1. 会長は本会を代表し、会務を総轄するとともに、関係機関との連絡・調整を行う
2. 副会長は会長の補佐および各役員分担の業務の活動支援、事務局との連絡・調整を行う
3. 企画・運営は、必要な活動を企画し運営する
4. 庶務・広報は本会の庶務・広報業務を掌る（委託業者との連絡調整）
- 1) 議事録の作成
- 2) 保管書類の整備・管理
- 3) 会員名簿の管理
- 4) ホームページの管理
- 5) 当会が発行する冊子の編集



6) 広報活動

5. 会計は会計管理を担う（委託業者との連絡調整）

第 11 条 役員の選出と任期は次のとおりとする。

1. 発足時の役員は日本老年看護学会認定看護師活動推進委員の中から選出する
2. 次期役員は前期役員の推薦を受けたものとし、総会時に承認を得る
3. 役員の任期は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 2 年とし、再任は妨げない。ただし、以下の規定を設ける
4. 会長の再任は、最高 4 年までとする。ただし再任は妨げない。
5. 会計は、再任を 2 年までとし、2 名のうち 1 名は交代することとする
6. 他の役員は再任を 2 年までとし、全総数の半数を入れ替えることとする

第 12 条 本会には、顧問を若干名おくことができる。

1. 顧問は、認知症看護認定看護師の教育や活動支援に携わる者、老年看護領域の有識者とし、本会役員会から依頼する
2. 顧問は、本会の活動の内容を把握し役員会に参加することができる。ただし、議決権は持たない

第 13 条 本会には、監査を 2 名置く。

1. 監査は、役員会の推薦を受け会員の中から選出する
2. 監査は、毎年 3 月中旬までに会計および議事録の監査を行う

第 5 章 会議

第 14 条 本会は年 1 回総会を開催する。

1. 総会は事業案、会則の改正、役員の決定、その他本会の運営に関する重要な事項について審議をすることができる最高議決機関である。ただし、会則の改正については、適時改正が必要な場合、役員の検討後、会員の承認を得た場合は改正有効とする
2. 総会において、役員は会務、事業内容、会計、その他の状況を報告する
3. 総会開催が困難な場合は、会員全員に議事内容を配布し会員の 2/3 以上の承認を得て有効とする

第 15 条 会長は、役員会を招集することができる。

1. 役員会は、構成員の 2/3 以上の出席をもって成立する

第 16 条 各役員の役割担当毎のリーダーは、担当者活動会議を召集することができる

1. 担当者活動会議の開催に際し、会議に参加した役員には活動費を支給する
2. 活動費が支給される担当者活動会議は、年 2 回を限度とする
3. 担当者活動会議は、メール会議形式も認める
4. 担当者活動会議の議事内容は、活動報告書に記載し、役員会の承認を得る



第6章 部会

第17条 本会の目的（第2章の第3条）を同じくする認知症看護認定看護師が作る団体を部会として認定し、認定した団体には以下の支援と報告の義務を設ける

1. 要件

- 1) 当会の活動に賛同し、認知症看護の質の向上と発展に寄与する活動をしている
- 2) 構成員は、全員が認知症看護認定看護師である
- 3) 部会の構成員のうち、代表者を含め30%以上が当会の会員である
- 4) 部会の活動内容を示した年間の計画がある
- 5) 1)～4)の要件全てを満たし、さらに役員会の審議により承認された事案をDCN会の部会と認める

2. 申請方法

- 1) 申請フォームから申請する
 - 2) 申請書を受けて役員会において審議する
 - 3) 結果は、役員会より申請者へ返答する
3. 部会は活動報告を、年に1度、年度末に役員会にて行う
4. 部会への支援援助内容
- 1) 部会の研修企画への助言、その他相談対応
- この際は、役員会へ代表者が出席することを条件とする。
- 2) 部会は当会ホームページに研修等のお知らせを年2回掲載、会員へのメールを年2回配信することができる

内規

本会の役員に関する内規

1. 認知症看護認定看護師として日本看護協会により認定された者とする
2. 次期役員の推薦については、役員会での分担の存廃を決定したうえで、毎年2月末までに推薦者を決定する
3. 会長が止むを得ない事情により職務追行が困難と判断された場合は、副会長がその責務を担う
4. 副会長が止むを得ない事情により職務追行が困難と判断された場合は、会長がその責務を担う
5. 口座管理および口座管理上の代表者名は会計担当者に委任する

本会の会議に関する内規

1. 役員会開催時の役員には、旅費規程に則り交通費・宿泊補助費を支払う
2. 担当者活動会議録の承認を持って、各役員に活動費が支給される
3. 本会主催の研修会・総会などに参加する活動報告者・議長・会計監査者などに交通費を



支払う

本会の活動に関する内規

1. 各役員の分担ごとに活動マニュアルを持つ
2. 本会の活動に際し、会員以外の協力者への謝礼は、講師謝金規定に則り支払う

この会則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する

本会則の一部改正は、平成 28 年 6 月 11 日より施行する。

本会則の一部改正は、平成 29 年 10 月 6 日より施行する。

本会則の一部改正は、令和 7 年 10 月 15 日より施行する。